

子ども青少年部 コロナ禍における対応等一覧 調査票

参考資料 2

	担当課	コロナ禍で特別に行った事業又は対応				
		名称	内容	時期	結果・効果	課題等
1	子育て企画課	【事業】 ひとり親家庭等生活支援事業(現物給付)	児童扶養手当受給世帯等に対して、8月及び10月に商品券(ふじさわ応援前売りチケット)5千円分及び「江の島おやこセット券」を給付。(市単独事業)	8月・10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品券は対象者約2200人のうち、約86%の申し込みあり。(利用期限:R3. 1末)</li> <li>江の島セット券も発送翌日から利用が確認されている。(利用期限:R3. 3末)</li> <li>商品券申し込み時に行政に求める現金給付以外の支援についてアンケートを行った結果、2割ほどに記載あり。ひとり親家庭のニーズ把握に活用予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの年齢や状況により、現物給付の内容がマッチしなかった家庭があったことが認められた。</li> <li>児童扶養手当世帯ではないコロナ禍で困窮する層については対応できなかった。</li> </ul>
2	子育て企画課	【対応】 子育て支援センター、つどいの広場から利用者への電話確認	2月に子育て支援センター等で相談をしていた利用者や、気になる利用者の子育てアドバイザーから電話をかけて様子等を確認。	3月中旬～6月末	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話をかけた件数:約120件(4・5月、子育て支援センター分のみの数。)</li> <li>電話がつながった方は話ができて安心した、家族以外の大人と話せてよかったという反応がみられた。</li> <li>電話がつながらない方が多かった。(普段、子育て支援センターから電話をかけることがないため、電話をとらなかつた、という声もあり。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自覚的でない悩み等は、電話ではなかなか引き出せず、改めて、現実に気軽に集える場の必要性を認識した。</li> <li>通常の電話相談は開設していたが、4月頃から、相談より子育て支援センター開設状況の間合せが多かったことから、直接集える場を求めている方が多いことがうかがえた。</li> <li>今後、再び感染症が蔓延して外出が難しくなった場合の子育て相談の在り方について、検討が必要。</li> </ul>
3	子育て企画課	【対応】 子育て支援センターから子育て家庭に向けたメッセージ発信	子育てアプリふじさわ(母子モ)とフェイスブック、HPでメッセージや写真、動画を配信した。	4月中旬～6月末	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てアプリふじさわ…3回メッセージを挙げた。登録者数は4/1は5319件から6/30は5698件に延びた。</li> <li>フェイスブック…子育てアドバイザーが写真とメッセージを1回挙げた。131件いいね👍や3件コメント有。</li> <li>HP…子育て支援センター4か所各1回ずつ動画および写真とメッセージを挙げた子育て支援センター利用者から「見ました」という感想有。なお、HPのyoutubeの動画の再生回数は、六会の動画が207回、湘南台の動画が292回、辻堂の動画が254回計753回。(藤沢子育て支援センターは写真とメッセージのため動画の再生回数は無し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自粛生活において、相談先と変わればえのない生活に少しでも変化をもたらすことを目標に、週に1回はいずれかのSNSやHPで挙げられたが、双方向のやり取りができない部分については子育て相談同様、今後の課題である。</li> </ul>

4	子育て企画課	【対応】 「子育て」に関する相談窓口情報をまとめたHP作成	ホームページに「子育て相談」の特設サイト作成した。 ・トップページトップピクセル欄にリンクを作成。「子育て」のカテゴリに特設ページを作成した。特設ページの内容は「子育てに関する相談等の電話について～外出自粛をしているみなさんへ～」と題し、子育て企画課、子ども家庭課、保育課、子ども健康課の4課のHPをリンクさせた。	5月中旬～ 7月初旬	・HPのアクセス数は 5月 1031 6月 551 7月 62 計1644件 アクセス数があったことで、情報提供として効果があったと思われる。	
5	子ども家庭課	【事業】 藤沢市ファミリー・サポート・センター事業利用料助成	小学校等の臨時休業期間に、子どもの預け先としてファミリー・サポート・センター事業を利用した際の利用料を補助。	2月27日～6月26日	・令和元年度は4件、令和2年度は37件の利用があった。小学校等の臨時休業により本事業を利用した場合の、利用者の負担軽減が図られた。	・保育所の登園自粛要請期間中にファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の補助に対して、多数の問い合わせがあった。
6	子ども家庭課	【対応】 藤沢市ファミリー・サポート・センター事業におけるコロナ禍での対応方法等の周知	会員に対し、市のホームページでの周知や通知を行うことで、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を促した。	～現在	・前年度の4月から8月までと今年度同時期の利用件数を比較すると、新型コロナウイルス感染症の影響で利用件数は前年度より2,298件減少した。 ・会員間のトラブル等の報告は無く、会員それぞれが感染症対策に気を配り安全に活動を行ったと推測される。	・預かりを行うまかせて会員の中には、新型コロナウイルス感染症と風邪の見極めが難しく、病児・病後児の預かりについての依頼を受けるべきか悩む等の声があった。 ・まかせて会員の中には高齢の方もおり、自身の活動に悩むという意見等があった。
7	子ども家庭課	【対応】 子どもの生活支援事業におけるコロナ禍での対応方法等の周知	委託事業者に対して、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を促すとともに、利用者の保護者あてに利用にあたっての注意事項(来所前の検温、発熱時の対応等)の通知を行った上で、コロナ禍においても通常どおり開所した。	～現在	・令和2年度4月から8月までの利用者数は、2か所の計で599人となっている。前年同時期の計が457人のため、増加傾向になっている。 ・事業所においては、食事中以外のマスクの着用、手洗い消毒の徹底など、感染症対策が行われている。	・事業者に新型コロナウイルス感染症対策を実施したことにより、継続して事業を実施できたが、引き続き注意が必要である。

8	子ども家庭課	【対応】 子どもの見守り強化アクションプランに基づくコロナ禍での子どもの安全確認の実施	国の子どもの見守り強化アクションプランに基づき、支援対象としている児童等全員の状態の把握や安全確認を実施した。	4月下旬～5月末	・外出自粛期間において、支援対象の児童等の状態の把握や安全確認について、児童の所属機関や関係機関と連携することにより、定期的な確認をすることができた。	・児童の所属である幼稚園や小・中学校などが長期間、休園・休校になることで、児童の状況を把握することが難しくなるため、関係機関との連携が重要となる。
9	子ども家庭課	【対応】 医療的ケア児者の家庭に対する手指消毒用エタノールの配布	神奈川県より対象者に関する調査があり、その結果に基づいて市町村に消毒液等が割り振られたため、市から対象家庭へ配布した。(配布月によって、医療的ケアの中でも対象が異なっている。)	4月・5月・7月・8月・9月 (今後も配布予定あり)	・エタノールジェル、アルコール消毒液、アルコール綿の配布を行った。 ・消毒液等の入手が困難な中、配布された頃は、非常に助かったとの反応が多かった。 ・消毒液等が流通し始めた頃には、病院からももらえているのでそれほど困っていないという反応もあった。	・アルコール度数によっては、郵送ができないため、障がいのある子どもを置いて来庁するのは困難という声があり、自宅に届けたケースもあった。 ・対象者への配布が、一度市を通すため、家庭へ届くまでタイムラグが発生している。 ・受け取りにこない家庭もある。
10	子ども家庭課	【対応】 事業所に対する消毒液(微酸性電解水)の配布	新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、有効性が期待される「微酸性電解水」の生成を行い、配布した。 【配布先】 ・障がい児通所支援事業所 ・子育て短期支援事業委託者 ・子どもの生活支援事業委	4月上旬から 継続中(月1回又は2回)	・消毒液の入手が困難な中、微酸性電解水の配布により利用者の手指消毒及び、事務所内備品等の消毒が行えた。 ・配布回数:10回 ・配布箇所数:152か所	・現在、アルコール消毒液等が広く出回ってきている中で、この配布の有効性を再検討する必要がある。
11	子ども家庭課	【対応】 障がい児通所支援の受給者証の更新申請を、窓口だけでなく郵送も可とした	障がい児通所支援サービス等の受給者証の更新・変更について、窓口だけではなく、郵送でも申請できるようにした。	4月以降毎月。(毎月月末に送付する勸奨通知で、郵送可であることを周知)	・窓口の混雑緩和が図られた。 ・郵送申請可に併せて、窓口申請の場合も送付した申請書類に記入をした上で来庁いただくようご案内したことで、窓口申請の時短にも繋がった。	・申請書の記入不備や郵便料金不足等の対応に時間を要することがある。 ・上記対応や必要書類の送付等で、窓あき封筒の消費や郵便代が増加している。

12	子ども家庭課	【事業】 障がい児放課後等デイサービスの利用者負担分に対する補助(国の「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等支援等事業」)	学校の臨時休業中及び通常登校に戻るまでの間、放課後等デイサービスについて、利用者負担額の一部を公費負担する事業。	対象期間:3月から8月まで(支払い事務は継続中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービスの決定を受けている児童が、学校の休業中及び通常登校に戻るまでの間、利用者負担額は平日分のままで、休日対応の支援を受けることができた。</li> <li>・感染を避けて通所を自粛している児童についても、利用者負担を負わずにオンラインや電話での支援を受けることができた。</li> <li>・事業所もサービス利用を勧めやすく、通所利用者の減少による運営危機の回避に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとに公費負担額を計算して資料を提出してもらう必要があるが、計算方法が複雑で資料作成が容易ではない。</li> <li>・市側としても、請求実績を照会して提出資料を確認しているため、確認作業や不備があった場合の連絡に時間がかかってしまっている。</li> </ul>
13	保育課	【対応】 登園自粛要請の実施	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、2020年3月から、市内認可保育施設等に通所する児童について、登園自粛要請を行った。	3月～6月	3月から登園自粛要請を行ったが、緊急事態宣言の発令等の段階に応じて、保護者の職業要件を設けるなどの対応を行った。 【登園率】 3月:約9割, 4月:約4割, 5月:約2割, 6月:約7割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登園自粛要請に際する保護者の職業要件等の条件設定等。</li> <li>・登園自粛期間中、保護者に対しての迅速な情報発信手段の確保が課題である。</li> </ul>
14	保育課	【対応】 保育所等に対するマスク及び手指消毒液の配布	市内の法人立認可保育所、地域型保育事業所、幼稚園及び認可外保育施設に対し、寄付されたマスクや県から提供されたマスク、生成した手指消毒液を配布した。	3月～11月	一時入手が困難となったマスクや手指消毒液を市が配布することで、各施設での感染防止対策が図られた。	
15	保育課	【事業】 保育所等に対する感染防止対策用備品等の購入補助等	市内認可保育所及び地域型保育事業所における感染防止対策として、国の交付金を活用し、マスクや消毒液等の消耗品及び空気清浄機等の備品購入費用を補助する。(公立保育所では直接購入)	令和2年1月～令和3年3月	原則として1施設当たり100万円(50万円×2回)を上限に補助。交付手続きは今後実施予定。	

16	保育課	<p>【事業】 登園自粛要請に伴う保育料及び給食食料費の減免の実施</p>	<p>登園自粛要請に伴い、登園自粛を行った児童の保育料と給食食料費について、減免対応を行った。</p>	<p>保育料:3月～6月(認可外施設は4月13日～5月31日) 給食食料費:4月～6月</p>	<p>○認可保育施設保育料減免対象者・減免額 3月:1,441人約2,100万円, 4月:2,717人約6,600万円, 5月:2,742人約7,800万円, 6月:2,727人約2,900万円(合計:延べ9,627人, 約1億9,400万円) ○給食食料費減免対象者・減免額(公立保育園) 4月:834人約225万円, 5月:846人約295万円, 6月:448人約78万円(合計:延べ2,128人約599万円) (法人立保育園) 4月～6月合計:延べ9,137人約2,628万円)</p>	
17	保育課	<p>【対応】 登園自粛要請期間中における保護者への連絡</p>	<p>公立保育所において、登園自粛中の児童の状況を把握するため、保護者に対して随時電話連絡を行った。</p>	<p>3月～6月</p>	<p>・登園自粛中の児童の保護者に週1回程度、電話連絡を行うことで、園からのお知らせのほか、児童の状況把握、保護者とのコミュニケーションを取ることができた。</p>	<p>・電話では、情報把握できる内容が限られてしまい、直接自宅訪問等が望ましいが、一方で訪問を行うためには人員体制及び感染対策から難しい側面がある。 ・緊急時の連絡手段として、保護者全員に情報発信する仕組みについて検討が必要。</p>
18	保育課	<p>【対応】 緊急事態宣言解除後の公立保育所の保育手法の整理</p>	<p>2020年5月末の緊急事態宣言解除に伴い、6月以降、市内認可保育施設は、原則として通常運用での開所とすることにした。コロナ禍の中での公立保育所の保育手法について整理し、保護者にお知らせするとともに、法人の保育所等と情報共有を図った。</p>	<p>6月～</p>	<p>コロナ禍における公立保育所の主な保育手法としては次のとおり。 ・定期的な消毒対応 ・児童、職員の健康状態の把握 ・職員のマスク着用(ただし、熱中症対策により一時的に外す場合あり) ・集団形式の行事は原則実施せず、分散形式にするなど工夫をしながら実施 ・プール遊びは行わず、代わりに、色水遊びや、感触遊びを実施 ・運動会は5歳児クラスのみ、見学は保護者1名。 ・食事の際の座り方や、午睡の場所や配置の工夫 これらの運用については、概ね保護者にご理解をいただいている。</p>	<p>・職員の消毒作業等に負担が生じている。 ・コロナ対策が続く中での、保育の提供手法については継続的な検討が必要。</p>

19	保育課	<p>【対応】 保育コンシェルジュによる保育相談(利用者支援事業)の電話による対応</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、対面による保育コンシェルジュによる保育相談を中止とし、代わりに電話相談を実施した。</p>	<p>保育課窓口 4月～5月  出張相談 (子育て支援センター窓口) 4月～7月</p>	<p>対面による相談を中止としたため、電話相談を実施した。 なお、現在は対面による相談に加え、電話相談も引き続き実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談自体は概ね好評。</li> <li>・対面相談が実施できるようになった後も、電話相談の方が都合がいいという声あり。</li> <li>・子育て支援センターでは、対面相談が実施できるようになった後も、コロナ対応により受入数を抑えざるをえないため、予約がすぐに埋まってしまう。その分、電話相談にて対応しているが、今後の体制については検討が必要。</li> </ul>
20	子育て給付課	<p>【事業】 子育て世帯への臨時特別給付金事業</p>	<p>児童手当(特例給付を除く)受給者に、対象児童1人につき1万円の給付金を支給。 (公務員は住所地に申請必要)</p>	<p>一般・施設 6月 (公務員の申請期間は6/1～9/30)</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する国の取組の一つとして、一般及び施設受給者に対して申請不要で速やかに(6月中に)給付金を支給することができた。 ＜給付実績＞(支給児童数:10月末時点) 一般・施設:46,113人 公務員:4,674人</p>	
21	子育て給付課	<p>【事業】 ひとり親家庭等生活支援事業(現金給付)</p>	<p>児童扶養手当受給世帯等(生活保護受給世帯を除く)に対して、8月及び10月に1世帯当たり3万円の給付金を支給。(市単独事業)</p>	<p>8月・10月</p>	<p>・児童扶養手当の支給月ではない偶数月に給付金を支給することで、継続的な支援が図られ、生活基盤の安定に寄与した。 ＜給付実績＞(支給世帯数:10月末時点) 8月支給:1,953世帯 10月支給:1,985世帯</p>	<p>・児童扶養手当受給世帯ではないコロナ禍で困窮するひとり親世帯については対応できなかった。これらの世帯については、国制度のひとり親世帯臨時特別給付金の対象となる可能性があるため、市で把握している方には個別に申請案内を、把握していない方に向けては広報掲載等により周知を図っている。</p>

22	子育て給付課	【事業】 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金事業	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担が増加または収入が減少したひとり親世帯などに給付金を支給。(国制度) 【基本給付】1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円 【追加給付】1世帯当たり5万円	①児童扶養手当受給者8月 ②公的年金等受給者、③家計急変者9月以降随時(申請期限2月26日)	児童扶養手当受給世帯でないため、上記給付金(市制度)も受けられず、コロナ禍で困窮するひとり親世帯に対しても、給付金を支給することができた。 <給付実績>(支給世帯数:10月末時点) 【基本給付】 ①児童扶養手当受給者 2,181世帯 ②公的年金等受給者 144世帯 ③家計急変者 156世帯 【追加給付】※①②のみ対象 ①児童扶養手当受給者 1,614世帯 ②公的年金等受給者 100世帯	・児童扶養手当受給者以外は申請が必要のため、これまで所得超過等により市制度を利用していないひとり親世帯の方への制度周知が課題。広報や関係機関へのチラシの配架等により周知を図っているが、申請期限となる2月26日までに対象となる方に漏れなく申請してもらえるよう、さらなる周知に努める。
23	青少年課	【対応】 指定管理施設の閉所及び開所時間等の調整	新型コロナウイルス感染拡大のフェーズに合わせて、子どもの居場所である、地域子どもの家17施設、児童館5館、青少年会館2館、少年の森1施設を閉所したり、開所時間等の調整を行った。	①4月～6月 ②7月～10月	①新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言下においては施設を閉所とした。 ②緊急事態宣言解除に伴っては施設ごとの性質に合わせて開所時間や利用基準を定め、運営を図るボランティアの協力を得る中で感染防止対策を講じ、子どもたちの居場所として一定の役割を果たすことに努めている。	・感染拡大防止と子どもの居場所確保の観点から、今後も情報収集を図りつつ開所時間や運営の在り方をバランス良く検討・見直ししていく必要がある。 ・保護者や利用者への周知方法 ・利用者・運営者に万が一感染者が発生した際の感染拡大防止の対応 ・今後、再び感染症が蔓延して外出が難しくなった場合の子どもの居場所確保の在り方が課題。
24	青少年課	【対応】 青少年非行防止活動の調整	新型コロナウイルス感染拡大のフェーズに合わせて、青少年の問題行動の早期発見や指導実施のための街頭指導について、中止したり、実施方法を工夫するなどした。	①4月～6月 ②7月～10月	①新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言下においては昼間、夜間の街頭指導パトロールは中止とした。 ②緊急事態宣言解除に伴っては、青少年指導員や地域との連携のもと、徐々に活動を再開。感染防止対策を講じながら、地域の実情を踏まえた街頭指導を実施している。	・屋外における街頭指導パトロールではあるものの三密回避やソーシャルディスタンスを保持した活動となるよう配慮を要した。 ・今後、再び感染症が蔓延して外出が難しくなった場合の実施の在り方について検討が必要。
25	青少年課	【対応】 子ども・若者育成支援事業(ユースワーク・ユースサポート)におけるオンライン・電話・メール相談の実施	ニート、引きこもり、不登校など不安や悩みを持つ若者とその家族を対象に実施する、自立に向けた個別支援事業を来所相談からオンライン・電話・メール相談へ切り替えた。	4月～10月	本来は直接面談等で支援を実施することが望ましいが、メールや電話での継続的な心理的なサポートを基軸としつつ、ZOOMなどインターネット介した面談など、様々な手段を用いて事業を実施している。令和2年8月末の支援件数は343件(令和元年度実績495件)、個別支援計画作成件数は13件(同24件)。	・新型コロナウイルス感染対策を図りつつ、個別の相談支援をいかに効果的に実施していくかが課題。

26	青少年課	<p>【対応】 放課後児童クラブの開所時間延長および入所料の返金</p>	<p>小学校が臨時休校した3月から、通常授業再開となった6月末まで、放課後児童クラブの開所時間を変更し、開所時間を延長した(開所時間は学校の休校・分散登校等の状況に応じて変更)。 感染拡大防止のため、通所自粛を呼びかけるとともに、自粛日数等に応じて月額入所料の返金を3月～6月にかけて実施した。 7月以降についても、学校閉鎖・学級閉鎖等により通所不可となった児童を対象に、月額入所料の返金を行っている。</p>	3月～	<p>4～6月の通所自粛要請期間は、保護者の職業要件を設けたこと、日割りによる返金を実施したこともあり、通所する児童数は登録人数の20%程度であり、感染拡大防止策としてエッセンシャルワーカーの就業支援の一役を担うことができた。</p>	<p>開所時間延長にあたっては、学校の開校状況(休校・分散登校・短縮授業等)をもとに決定したが、放課後児童クラブ運営事業者の人員確保状況も勘案する必要があり、今後、同様の対応をする際の課題として認識している。 また、放課後児童クラブは小学校に比べて密な空間になりがちであり、かつクラブでの生活は異学年交流が基本となるため、開所にあたって感染拡大防止策の徹底が必要となる。</p>
27	青少年課	<p>【対応】 放課後子ども教室の休室等</p>	<p>小学校が臨時休校した3月から、通常授業再開となった6月末まで、市内3校で実施している放課後子ども教室を休室とした。 通常授業再開後も放課後子ども教室再開は1校であり、残り2校については再開時期・実施方法を検討中である。</p>	3月～	<p>使用する児童数が少なく、密回避・消毒実施等の感染拡大防止策が取りやすい1校では早期に再開できたが、残り2校は左記のとおり、再開できていない現状にある。</p>	<p>放課後子ども教室は、実施にあたって受付での密回避、子どもの動線への配慮、使用箇所・遊具等の消毒が必要であるほか、児童以外にも見守りを実施する有償ボランティアの感染防止対策も必要となる。</p>



28	青少年課	【事業】 市立小学校校庭開放事業	緊急事態宣言解除後、小学校が分散登校、午前授業と段階的に再開する過程で、3月以来の登校となる子どもがいることも考慮し、教育委員会と連携して校庭開放を行った。	5月22日～29日の平日(6日間) ※ 鶴南小のみ 5月27日～29日の3日間	利用児童数 5,444人(のべ人数) 従事者数 562人(のべ人数)	事業決定から実施までの期間が短く、児童の見守りを実施する人員の確保、見守りマニュアルの従事者への配布等、見守り態勢の準備・整備が十分ではなかった。1学年あたり2日という限られた開放であったが、利用人数は多く、一定の効果はあったと考える。
29	青少年課	【事業】 市立小学校居場所事業	緊急事態宣言解除後、小学校が分散登校、午前授業と段階的に再開する過程で、3月以来の登校となる子どもがいることも考慮し、教育委員会と連携して小学校の教室等を利用し、居場所事業を行った。	6月1日～12日の平日(10日間)	利用児童数 22,076人(のべ人数) 従事者数 1,481人(のべ人数)	事業決定から実施までの期間が短く、児童の見守りを実施する人員の確保、見守りマニュアル・物品の従事者への配布等、見守り態勢の準備・整備が十分ではなかった。分散登校期間中に、保護者が仕事を休めない場合や疾病等により家庭で子どもの面倒をみるのが困難な場合で、自宅においてひとりで過ごすことが難しい4年生以下の児童を対象に実施した。利用人数・アンケート回答結果(居場所事業があればまた来たい78.5%)から、一定以上の効果はあったと考える。
30	子ども健康課	【対応】 (県)特定不妊治療支援事業	県が行う特定不妊治療費助成の申請を市の窓口で受け付けているが、その郵送申請を認めた。	4月以降～	新型コロナウイルス感染症に不安を抱き、外出を控えていた方の利便性の向上が図られた。 申請件数 8件	申請書の書き方や添付資料の不備を受け付け時にチェックできないことから、郵送申請收受後に、電話や郵送での確認に時間を要したため、数日程度県への回送が遅れたものがあつた。郵送申請の件数が多くなる場合には支給の遅れにもつながるものと思われる。

31	子ども健康課	【対応】 (市)特定不妊治療支援事業の対象者の拡大	県が特定不妊治療費助成の要件を緩和した(新型コロナウイルス感染拡大の影響により治療を延期した場合の年齢要件の緩和や、家計急変の事情を鑑みた所得要件の緩和等)ことを受け、本市で実施している上乗せ補助についても要件緩和の対応を行った。	4月以降～	新型コロナウイルス感染症に不安を抱き、外出を控えていた等で治療や申請が遅滞したり、経済状況が厳しくなった方の利便性の向上が図られた。 対象件数 11件	申請可能な条件が複雑化し、本課、市民センター福祉窓口、公民館での受付事務や申請者への説明が煩雑化した。
32	子ども健康課	【対応】 (市)特定不妊治療支援事業	郵送申請を認めた。	4月以降～	新型コロナウイルス感染症に不安を抱き、外出を控えていた方の利便性の向上が図られた。 申請件数 2件	申請書の書き方や添付資料の不備を受け付け時にチェックできないことから、郵送申請收受後に、電話や郵送での確認に時間を要したため、その後の支給時期に影響がでるケースがあった。郵送申請の件数が多くなる場合には支給の遅れにもつながるものと思われる。
33	子ども健康課	【対応】 妊婦健康診査助成(償還払い)事業		4月以降～	新型コロナウイルス感染症に不安を抱き、外出を控えていた方の利便性の向上が図られた。 申請件数 3件	
34	子ども健康課	【対応】 乳児等予防接種費用助成事業		4月以降～	新型コロナウイルス感染症に不安を抱き、外出を控えていた方の利便性の向上が図られた。 申請件数 8件	
35	子ども健康課	【対応】 乳児等予防接種費用助成事業	償還払いの対象の接種期間は、本来4か月以内だが、緊急事態宣言の期間延長した。	緊急事態宣言期間	新型コロナウイルス感染症に不安を抱き、里帰り期間の延長等を行った方の利便性の向上が図られた。 申請件数 20件	周知が必要となった。
36	子ども健康課	【対応】 幼稚園及び未就園児の尿検査事業(年一回)	本来5～6月だが、緊急事態宣言等により休園や登園自粛を行った方に配慮し、10～11月に時期を変更した。	10～11月	対象者に検査を実施することができ、腎疾患の早期発見、予防につなげることができた。 対象人数 約4,300人	関係機関への周知、再調整が必要となった。

37	子ども健康課	【事業】 分娩前妊婦PCR検査 費用助成	国の妊産婦総合支援事業 により全額国庫補助に基づ き行う分娩前の不安を取り 除くためのPCR検査費用の 助成事業	10月(～3月 まで予定)	10月分は現在報告期間中。今後集計予 定。 償還払いの実績もなし。申請等調整中。	償還払い等事務処理の明確化 周知の工夫。
38	子ども健康課	【事業】 妊婦向けマスクの配 布	厚労省の妊婦向けマスク配 布に対応し、母子健康手帳 交付時の配布と、現在妊娠 中のその他の方々への送 付を行うもの。	7月～10月	7月から順次妊娠期間中にあたる方への 送付と新規妊娠届出による母子健康手帳 交付時に国から配布されたマスクの配布 を行った。マスク送付枚数3,835名に2枚 ずつ7,670枚を配布。	事業終了。
39	子ども健康課	【対応】 マタニティクラス	妊婦とそのパートナーが参 加できる妊娠期の情報提供 と出産に向けた妊娠期・出 産・産後の過ごし方やお子 さんへの対応について学ぶ 教室の動画配信への変更	9月(～3月ま で予定)	9月からのYouTube閲覧数は約170人となっ ており、 閲覧者は不明だが、ほぼ教室開催時に参加す る人数と同等程度の閲覧がされている。	新型コロナ蔓延状況により、動画配 信としたが、感染拡大防止の状況 から集団教育の実施体制を変更す ることが可能となった場合、受講人 数や講座手法を変更して妊婦同士 やパートナー同士の交流も可能とな るため状況を注視して対応したい。
40	子ども健康課	【対応】 各教室・相談事業	すべて予約制とし、定員削 減を行い、必要時電話随時 相談での個別対応を行った	8月から (一部9月か ら)	定員は削減したものの、これまでと同様に 早くから申し込みは定員に達し、お断りす ることもある中、教室参加合計延べ700人 を超える利用があった。個別支援の枠は 設けているが、個別の予約制の利用は定 員を超えることはほとんどなく、随時の相 談はやや増加傾向となっている。	市民が参加しやすく、必要な情報を 把握できる機会を、現状にあわせて 効果的な手法で実施できるよう、今 後も検討を要する。

41	子ども健康課	<p>【対応】          幼児健診(集団健診)</p>	<p>受付時間の細分化や入室人数を制限するなど感染防止対策を講じ1歳6か月、3歳6か月児健康診査を再開。          2歳児歯科健康診査は、歯科医療機関での個別健診に変更。</p>	<p>6月から再開          (一部9月から)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団健診再開後、対象児には個別の通知を送り、徐々に受診率も高くなり、各健診で1,300人以上の児が受診。今年度の対象児については年度内で受診勧奨ができる予定。</li> <li>・健診日の相談は原則行わず別日の相談で対応しており、相談件数も徐々に増加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナの蔓延状況等により、感染防止対策の検討が必要。</li> <li>・相談については、効果的に安全な手法で実施できるよう、今後検討を要する。</li> </ul>
----	--------	-------------------------------------	---	-------------------------------------	---	---